

## VIII 懲戒処分について

地方公務員法第 29 条第 1 項の規定に違反した場合、これに対し戒告、減給、停職又は免職の処分が行われることとなります。

1. 処分に関する手続き及び効果については、次の条例で定められています。
  - ・ 職員の懲戒の手続き及び効果等に関する条例  
(昭和 26 年 9 月 10 日岩手県条例第 53 号)
  - ・ 県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例  
(昭和 31 年 9 月 30 日岩手県条例第 47 号)

### [手続き]

戒告、減給、停職又懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行います。

### [効果]

- 戒告： 規律違反の責任に関し、将来を戒める。
- 減給： 期間は 1 日以上 6 月以下、給料の月額（教職調整額を含む。）及び地域手当の 10 分の 1 以下が支給されない。
- 停職： 期間は 1 日以上 6 月以下、職を有するが、職務に従事せず、いかなる給与も支給されない。
- 免職： 職を失うこと。以後の給与は支給されない。また、退職手当は退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職した者が行った非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響その他の規則で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

2. 標準的な処分例については、次の通知により定めています。

- 懲戒処分等の標準処分例の制定について(平成 21 年 2 月 17 日付 教育長通知)  
(最終改正 平成 23 年 12 月 1 日付施行)

### 【基本的な考え方】

#### (1) 位置づけ・適用範囲等

ア 非違行為についての代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を規定した。よって掲げられていない非違行為であっても懲戒処分等の対象となり得る。

また、個別の事案の内容によっては、標準的な処分量定以外の量定とすることもあり得る。

イ 県教育委員会が任命する職員（事務局職員、県立学校職員、県費負担教職員）が行った非違行為に対して適用する。

ウ 懲戒処分等の種類は、地方公務員法の規定により懲戒処分として行う免職、停職、減給及び戒告のほか、事実行為として行う訓告及び口頭注意とする。

#### (2) 規定した事例（非違行為の内容）及び処分量定について

ア 人事院の「懲戒処分の指針」に定める非違行為の内容及び処分量定を基に規定した。

イ 県教委として既に懲戒処分等の基準を定めていた「児童生徒へのわいせつ・セクハラ」「体罰」「飲酒運転」について盛り込んだ。

ウ その他、懲戒処分等の先例や他県の状況も参考に規定した。

【懲戒処分等の標準処分例一覧】

懲戒処分等の標準処分例（一覧）

非違行為の内容		免職	停職	減給	戒告	訓告	注意
<b>1</b>	<b>一般服務に関する非違行為</b>						
(1)	欠勤（※学校に勤務する職員が、児童生徒の出校日に欠勤した場合は、加重することがある）						
	ア 10日間以内			●	●		
	イ 11日以上20日間以内		●	●			
	ウ 21日以上	●	●				
(2)	休暇の虚偽申請			●	●		
(3)	勤務態度不良			●	●		
(4)	職場内秩序を乱す行為						
	ア 暴行		●	●			
	イ 暴言			●	●		
(5)	虚偽報告			●	●		
(6)	違法な職員団体活動						
	ア 単純参加			●	●		
	イ あおり・そそのかし	●	●				
(7)	秘密漏えい						
	ア 公務の運営に重大な支障	●	●				
	イ アに掲げる以外のもの			●	●	●	
(8)	政治的目的を有する文書の配布				●	●	
(9)	兼業の承認等を得る手続のけ怠			●	●		
(10)	入札談合等に関与する行為	●	●				
(11)	個人の秘密情報の目的外収集			●	●		
(12)	個人の秘密情報の紛失・盗難				●	●	
	ア 重要な個人情報を重過失により紛失・盗難				●	●	
	イ アに掲げる以外のもの				●	●	
(13)	わいせつ、セクシュアルハラスメント行為						
	ア 強制わいせつ、上司等の影響力利用による性的関係・わいせつな行為	●	●				
	イ 相手の意に反する性的な言動の繰り返し		●	●			
	ウ 執拗な繰り返しにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患	●	●				
	エ 相手の意に反する性的な言動			●	●		
(14)	収賄	●					
<b>2</b>	<b>児童生徒に対する非違行為</b>						
(1)	児童生徒に対するわいせつ、セクシュアルハラスメント行為等						
	ア 児童生徒に対するわいせつ行為	●					
	イ 児童生徒に対する性的な言動		●	●	●		
	ウ 児童生徒に対する特に悪質な性的な言動	●					
(2)	体罰						
	ア 児童生徒を死亡させ、又は後遺症が残る傷害を負わせた体罰	●	●				
	イ 児童生徒に傷害を負わせた体罰		●	●	●		
	ウ 児童生徒に負傷させなかったが、常習的又は悪質な体罰		●	●	●		
	エ 児童生徒が負傷せず、かつ、常習性又は悪質性がない体罰				●	●	
(3)	不適切な言動						
	ア 様態が特に悪質若しくは常習的又は児童生徒が重度の精神的苦痛	●	●				
	イ アに掲げる以外のもの			●	●		
<b>3</b>	<b>公金等取扱いに関する非違行為</b>						
(1)	横領、窃取、詐取	●					
(2)	紛失				●	●	
(3)	盗難				●	●	
(4)	県又は市町村の財産の損壊				●	●	
(5)	失火				●	●	
(6)	給与等の違法な支給・不適正受給			●	●		
(7)	公金等の処理不適正						
	ア 公金等の処理不適正			●	●		
	イ 担当業務の処理不適正				●	●	
(8)	コンピュータの不適正使用			●	●		
<b>4</b>	<b>交通事故・交通法規違反行為</b>						
(1)	飲酒運転						
	ア 飲酒運転	●					
	イ 飲酒運転をした者に対する車両提供等	●	●				
(2)	飲酒運転以外の交通事故及び交通法規違反						
	ア 道路交通法施行令別表第2の1の表の右欄に掲げる違反点数が6点以上	●	●	●	●		
	イ 道路交通法施行令別表第2の1の表の右欄に掲げる違反点数が6点未満					●	●
<b>5</b>	<b>公務外に関する非違行為</b>						
(1)	放火	●					
(2)	殺人	●					
(3)	傷害		●	●			
(4)	暴行・けんか			●	●		
(5)	器物損壊			●	●		
(6)	横領	●	●				
(7)	窃盗・強盗						
	ア 窃盗	●	●				
	イ 強盗	●					
(8)	詐欺・脅迫	●	●				
(9)	賭博						
	ア 賭博		●	●			
	イ 常習賭博						
(10)	麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	●					
(11)	酩酊による粗野な言動等			●	●		
(12)	わいせつ行為等						
	ア 強制わいせつ	●					
	イ 18歳未満の者に対するわいせつ行為等	●	●				
	ウ 法令に違反するその他のわいせつ行為等	●	●	●			
<b>6</b>	<b>管理監督責任</b>						
(1)	指導監督不適正				●	●	
(2)	非違行為の悪質な隠ぺい、黙認		●	●			